## 【器具・容器包装】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況 (記号については欄外参照)					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A:リスク管理措置を講じたもの A´: 一部措置済み B:審議会等から答申 C:消費者庁との協議終了 D:消費者庁と協議中 E:審議会等において審議中 F:審議会等の準備中 G:その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

ソヘク計	回の結果に基づく他束の夫他仏仇祠宜ンート		
評価品目名	食品用器具又は容器包装に再生紙を使用することに関する規格基準の設定		
評価品目の分類	器具・容器包装		
用 途			
評価要請機関	厚生労働省		
評価結果通知先	厚生労働省		
評価要請日等	平成24年4月18日付け厚生労働省発食安0418第2号		
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号		
評 価 目 的	食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品用器具又は容器包装に再生紙を使用すること		
	について、規格基準を設定すること		
評価目的の具体的内容			
評価結果の概要	今回設定される規格基準の対象用途として使用する紙製器具又は容器包装に再生紙が使用さ		
	れている実態は確認されておらず、当該規格基準が遵守されれば再生紙が当該紙製器具又は		
	容器包装に使用されることは想定されないことから、食品安全基本法(平成15年法律第48号		
	) 第11号第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当す		
	ると認められる。		
	(平成24年4月26日府食第454号)		
_	関係行政機関における施策の実施状況		
施策の検討経過	平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議		
	平成24年6月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から厚生労働大臣に答申		
施策の概要等	平成25年3月12日、食品用器具及び容器包装への再生紙(古紙を原料とする紙・板紙)の使用		
	について規格基準を追加。 (同日、告示及び通知を発出。)		
	平成26年3月11日までに製造又は輸入されたものは、なお従前のとおり取り扱うことができる		
	•		
	(施策の概要)		
	・紙(板紙を含む。)製の器具及び容器包装であって、紙中の水分又は油分が著しく増加す		
	る用途又は長時間の加熱を伴う用途に使用されるものには、古紙を原料として用いてはなら		
	ないとした。ただし、紙中の有害な物質が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないよ		
	うに加工されている場合は除いている。		
	・具体的な用途制限についてQ&Aを作成し、都道府県等に通知した。		
	【リスク評価結果との関係】		
	特記事項なし		
	が心学がない		
 施策の実効性確保措置			
その他特記事項			

## 【器具・容器包装】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況(記号については欄外参照)					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	A					

A:リスク管理措置を講じたもの A´: 一部措置済み B:審議会等から答申 C:消費者庁との協議終了 D:消費者庁と協議中 E:審議会等において審議中 F:審議会等の準備中 G:その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

	切和未に基づく
評価品目名	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定められた乳及び乳製品の販売用容器包装に係る
	規格の改正
評価品目の分類	器具・容器包装
用 途	
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年4月18日付け厚生労働省発食安第0418号第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評 価 目 的	食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令において、
	牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリー
	ムの販売用の合成樹脂加工紙製容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する
	部分以外に使用できる合成樹脂として、ポリプロピレン及びナイロンを追加すること
評価目的の具体的内容	_
評価結果の概要	今回意見を求められた事項については、既にポリプロピレン及びナイロンは合成樹脂製容器
	包装に使用されているが、人の健康に影響を及ぼした事例は確認されておらず、当該合成樹
	脂は引き続き内容物に直接接触する部分には使用できないこととされていることから、食品
	安全基本法(平成15年法律第48号)第11号第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び
	程度が明らかであるときに該当すると認められる。
	(平成24年5月10日府食497号)
	関係行政機関における施策の実施状況
施策の検討経過	平成24年6月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において報告
	平成24年7月 3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成25年3月12日、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)の一部を改正する省
	令を公布。同日から適用。
	(施策の概要)
	・食品衛生法第18条に基づき、乳等省令別表の四の(二)の(1)の1に規定する、牛乳等
	の販売用の容器包装のうち、合成樹脂加工紙製容器包装の内容物に直接接触する部分以外に
	用いることができる合成樹脂として、ナイロン及びポリプロピレンを追加した。
	・なお、内容物に直接接触する部分については、引き続き当該樹脂の使用は認められないこ
	とについて、都道府県等へ指導要請した。
	【リスク評価結果との関係】
	特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	